

施設整備基本方針と施設整備基本計画について

公立学校施設整備に対する国庫補助

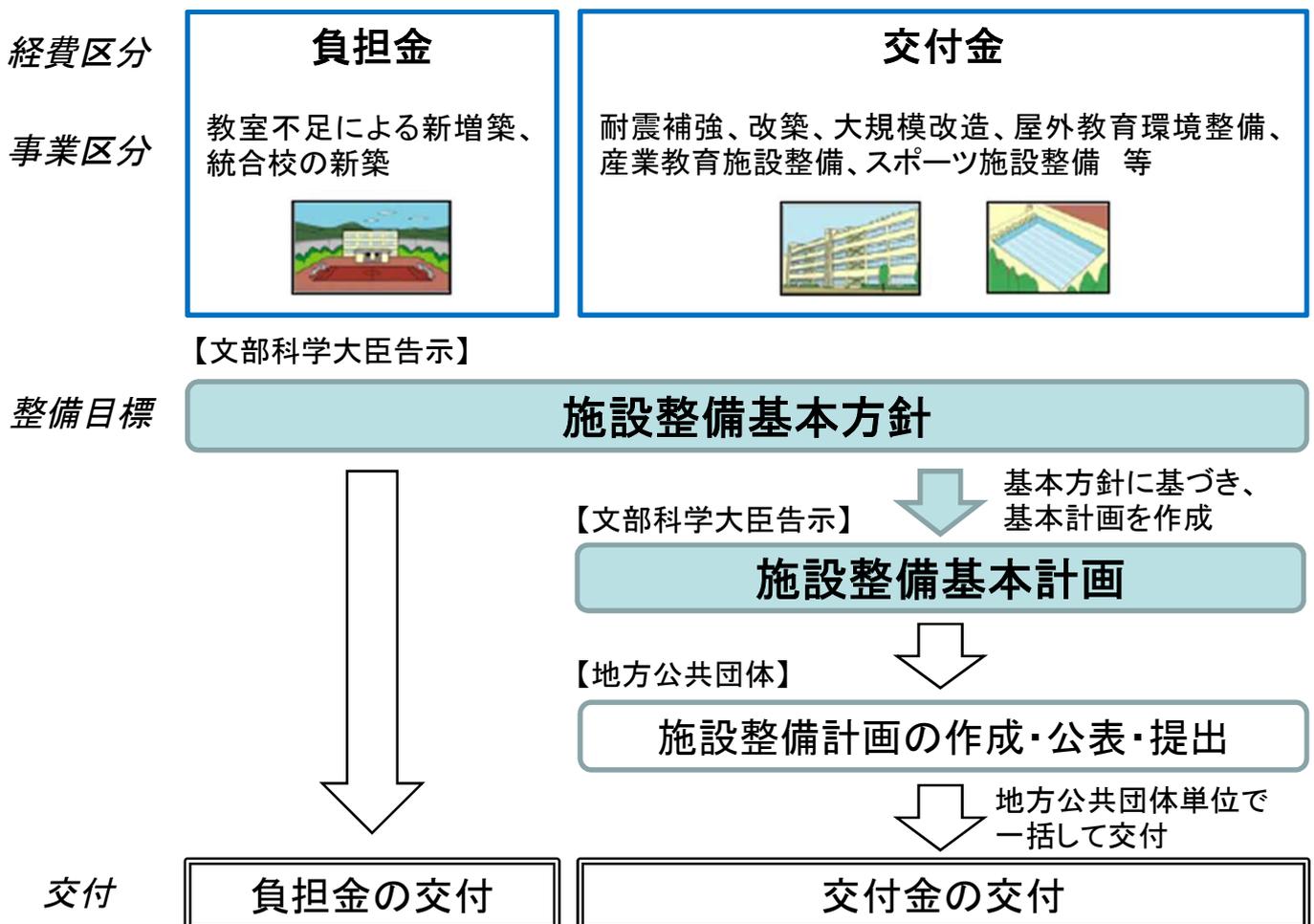
義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律(施設費負担法)に基づき、公立学校施設整備費負担金と学校施設環境改善交付金により国庫補助。

- 負担金: 校舎等の新增築
- 交付金: 老朽化対策等大規模改造、校舎等の耐震補強、改築等

施設整備基本方針と施設整備基本計画

施設費負担法に基づき、文部科学大臣は、公立義務教育諸学校等の施設整備に関する目標等を定めた施設整備基本方針と施設整備基本計画を定め、公表することとしている。

平成18年度の策定以降、5年を目途に見直し。令和3年度から新たな目標・計画に移行(予定)。



施設整備基本方針と施設整備基本計画の改正について

施設整備基本方針の主な改正内容

<「一 背景」について>

近年の公立学校施設の深刻な老朽化や、自然災害の頻発化、感染症の発生等の状況を踏まえ、以下の点を中心とした記載に改正する。

- 老朽化対策とともに、自然災害や感染症等から児童生徒等を守るため、防災機能の強化や衛生環境の改善による安全・安心な教育環境の確保が不可欠である。
- 耐震化等の整備は、国土強靱化の観点からも重要であり、地方公共団体の国土強靱化地域計画に基づいた取組が求められる。
- 少人数による指導や一人一台端末環境を支える教室環境の整備、バリアフリー化、トイレ環境改善、空調設置等の社会的要請にも応えていくことが重要である。

<「二 公立の義務教育諸学校等施設の整備の目標」について>

上記のような背景に即して、以下の記載を追加・充実させる等の改正を行う。

- 個別施設計画に基づき、施設の長期的な使用を図るための改修(長寿命化改良)を計画的に進めること、建築後又は長寿命化改良の実施後20年以上を経過した施設については予防改修を積極的に実施し、将来の老朽化に備えることが重要である。
- バリアフリー法の改正を受け、国において令和7年度までのバリアフリー化の整備目標を設定したこと、及びこれを踏まえ各地方公共団体においてバリアフリー化の整備を計画的に進めることが重要である。
- トイレの洋式化・乾式化やドライシステムの学校給食施設の整備等の衛生環境改善については、感染症対策の観点からも重要である。
- 小学校の学級編制の標準の引下げを踏まえた教室数等の確保や、特別支援学校の適正な教育環境を保障するための教室確保に向けた「集中取組期間」における整備が重要である。

施設整備基本計画の主な改正内容

- 老朽化対策を図る整備として、予防改修事業(令和2年度創設)を新たに記載する。
- 学級編制標準の引下げも踏まえ、必要な教室数を確保するための既存施設の改造事業を新たに記載する。
- その他、施設整備基本方針に合わせた構成の変更など所要の改正を行う。

公布 令和3年4月15日